

和地小学校・堀切小学校・伊良湖小学校統合準備委員会専門部会設置要領

- 1 この要領は、和地小学校・堀切小学校・伊良湖小学校統合準備委員会設置要綱第7条に規定する専門部会の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 専門部会の名称及び検討事項は、次のとおりとする。

部会名	検討事項
総務部会	学校名の決定 名称等（校章、校旗、校歌など） 式典行事等（閉校式、閉校記念誌） 同（開校式） 移転計画（備品、遊具、廃棄など） 新設計画（小学校建設場所）
地域部会	学校施設、跡地利用計画 歴史・伝統の保存 地域主催行事への参加 通学体制（通学路、安全対策ほか） 児童クラブ
P T A部会	スクールバス利用計画（時間、停留所等） 新P T A組織運営（組織再編、規約、役員、会費、予算等） 学級費等、給食費の徴収方法 現P T A組織の解散（精算、決算）
教育課程部会	事前交流行事 校訓、教育目標、教育課程、児童会 学校行事 部活動（活動方針、ユニホーム） 夏冬の体操服など学校指定用品 教室等の整備 設備、備品の整理と廃棄、文書の保存 学校図書館の運営 学校予算

- 3 専門部会の組織は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 専門部会の構成員は、委員会において決定する。
 - (2) 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - (3) 部会長は、委員会の中から委員長が任命する。
 - (4) 副部会長は、部会長が指名する。
 - (5) 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。
 - (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。
 - (7) 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

- (8) 部会の書記は、事務局が担当する。
- 4 部会長は、それぞれの検討結果を委員会において随時報告しなければならない。
 - 5 部会長が必要と認めるときは、部会会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
 - 6 専門部会の設置期間は、施行日からその目的達成のときまでとする。
 - 7 専門部会の庶務は、教育総務課において処理する。
 - 8 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年12月18日から施行する。